

第 1 章

復興都市計画事業・まちづくり 研究の意義と本書の構成



1 震災後の復興都市計画事業・まちづくり

1・1 —— 震災後決定された区域区分と復興都市計画・まちづくり

震災後、神戸市では1995年2月16日に震災復興緊急整備条例を制定し、被害の大きい既成市街地の5,887haを対象に「震災復興促進区域」を指定した。さらに3月17日の都市計画決定で土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画地区と重点復興地域が決定され、被災地は以下のように3区分された。

- ①都市計画決定地域（土地区画整理事業、第2種市街地再開発事業等、4.0%、黒地地域と俗称）
- ②重点復興地域（住宅市街地総合整備事業、密集住宅市街地整備促進事業、16.8%、灰色地域）
- ③震災復興促進地域（79.2%、白地地域）、である。

黒地地域の土地区画整理事業、第2種市街地再開発事業は法定都市計画で強い権限をもつ事業である。灰色地域の重点復興地域で用いられた住宅市街地総合整備事業（以下、住市総事業と略称）、密集住宅市街地整備促進事業（以下、密集事業と略称）は要綱であり、権限が弱い。さらに、白地地域は震災復興促進区域という名称はついているが、特別の事業は想定されておらず、事実上の



図1・1 神戸市の重点復興地域一覧

表 1・1 神戸市の重点復興地域一覧と使用された事業

地域名	面積 (ha)	主な事業 (事業種類、面積、事業開始年)
1 森南	約 18 ha	復興区画整理 (16.7 ha)
2 深江	約 111 ha	密集事業 (49.1 ha、1986 年)
3 JR 住吉駅周辺	約 10 ha	再開発 (JR 住吉駅南 0.9 ha)
4 六甲道駅周辺	約 26 ha	復興区画整理 (六甲道駅北 16.1 ha、六甲道駅西 3.6 ha)、復興再開発 (六甲道駅南 5.9 ha)、住市総
5 都賀周辺	約 5 ha	改良事業 (0.82 ha、1985 年)、密集事業 (神前 5.2 ha、1996 年)、ミニ区画整理 (神前 0.5 ha、1996 年)、住市総
6 新在家南	約 27 ha	住市総
7 河原西	約 14 ha	区画整理 (14.4 ha、1977 年)
8 味泥	約 24 ha	密集事業 (原田・岩屋 86.9 ha、1986 年) と多く重なる
9 東部新都心	約 122 ha	区画整理 (74.7 ha)、住市総 (東部新都心周辺 168.1 ha)
10 三宮周辺	約 85 ha	地区計画
11 新開地周辺	約 33 ha	住市総 (神戸駅周辺 58 ha、1985 年)
12 西出・東出・東川崎	約 23 ha	密集事業 (22.6 ha、1987 年)、住市総 (神戸駅周辺 58 ha、1985 年)
13 松本周辺	約 22 ha	復興区画整理 (8.9 ha)、上沢区画整理 (13.5 ha、1979 年)、住市総 (22.4 ha)
14 キャナルタウン兵庫	約 23 ha	住市総 (兵庫駅南 35.6 ha、1990 年)
15 浜山	約 68 ha	区画整理 (27.7 ha、1992 年)、密集事業 (25.0 ha、1992 年)
16 長田・大開駅周辺	約 54 ha	密集事業 (長田東部 17.9 ha、1997 年)
17 御菅	約 30 ha	復興区画整理 (御菅東 5.6 ha、御菅西 4.5 ha)、住市総 (29.1 ha)
18 尻池北部	約 20 ha	密集事業 (25.0 ha、1994 年)、住市総 (兵庫駅南 35.6 ha、1990 年)
19 真野	約 39 ha	密集事業 (1981 年)
20 新長田駅周辺	当初約 89 ha 変更約 107 ha	復興区画整理 (新長田駅北 59.6 ha、鷹取東第一 8.5 ha、鷹取東第二 19.7 ha)、復興再開発 (新長田駅南 20.1 ha)、住市総
21 大道周辺	約 23 ha	住市総
22 真陽	約 8 ha	住市総 (8.2 ha、1992 年)
23 六甲	約 297 ha	住市総 (296.7 ha)
24 新長田	当初約 232 ha	住市総 (251.5 ha)

注：4～6 は 23 に、20～22 は 24 に含まれる。湊川町東部は 1996 年 12 月 17 日に追加された資料：神戸市の各種資料より作成

放置地域であった。神戸市以外の宝塚市等でもこれに準じた区分が行われた。

これらの 3 つの地域、事業がどのように指定されたのかをみたのが図 1・1、表 1・1 である。震災後、神戸市が意図した復興都市計画のねらいがよくわかる。

市の「共同住宅建設などの助成制度のご案内」によると、住市総事業は、「一定の条件を満たす良好なマンションを建設する事業主」に対して補助することを主旨とし、密集事業は、「木造賃貸住宅、長屋、老朽住宅等を共同・協調建て替え等に再建される方」に補助する制度とされている。住市総事業は新規住宅供給に主眼があり、密集事業は従前地区の改善に主眼がある。

震災後指定された重点復興地域について、区画整理・再開発事業および住市

総・密集事業の関係を表1・1によって検討する。区画整理事業は当初、森南、六甲道駅西、松本、御菅、新長田・鷹取地区の5地区であり、再開発事業は六甲道駅南、新長田駅南の2地区であった。

住市総事業の指定地域は8地区で、震災前からの指定は3地区と少なく、震災後の指定が5地区と多い。しかも震災後に指定した5地区中、4地区は区画整理（森南を除く）や再開発地区を含む地区に指定されている。これは今回の区画整理等の地区での受皿住宅供給に住市総を活用しようとしたためであるが、とくに六甲は296.7ha、新長田は251.5haという広大な住市総エリアを指定している。

このことから、六甲、新長田地区を将来の神戸の副都心のための都市計画として位置づけ、再開発、区画整理事業を核にしつつ住市総によって都市型住宅の供給を行うことによってそれを実現していきたいとする神戸市の明確な意図を読み取ることができる。

他方、密集事業は12地区が指定されたが、震災前からの地区が9地区と大部分である。神戸市では震災前から協議会方式による先進的な住民参加のまちづくりが行われていたといわれるのがこれであり、真野、浜山、西出・東出・東川崎地区等、インナーシティに位置する木賃住宅地区の改善型まちづくりが行われてきた。

震災後、新たに指定されたのは、神前、湊川町東部、長田東部の3地区と少ない。しかもいずれの地区も震災後2年前後たつてからの指定で、3月17日に強行した区画整理や再開発とは好対照である。

1・2 —— 震災直後の都市計画事業の動向

3月17日の都市計画決定にいたるプロセスはどのように推移し、いかに事業が選択されていったのだろうか。震災4年目の1月17日の深夜零時から5時間にわたる「震災復興まちづくり一本音を語る」という徹夜円卓座談会が行われた。それをまとめたブックレットの「都市計画決定のプロセスの検証」で、小林郁雄氏（今回の復興都市計画・まちづくりのなかでコンサルタントを束ねる一方、神戸市と密接に復興事業に関わってきた）は、「神戸市震災復興計画（激震復興重点区域）予定事業／神戸市都市計画局・住宅局（1995年1月23～26日）

表 1・2 神戸市震災復興計画（激震復興重点区域）予定事業

神戸市都市計画局・住宅局（1995年1月23日～26日）

重点地区名(面積：ha)	事業メニュー等（予定事業等）			
	1/23	1/24	1/25	1/26
森南 (50)	地区計画・街路事業	(同左)	(同左)	区画整理事業、地区計画
六甲 (270)	—	住市総事業	—	住市総事業
六甲道駅周辺 (30)	区画整理事業、地区計画・住市総事業、再開発事業	(同左)	(同左) +地区改良事業	区画整理事業、住市総事業 再開発事業、街路事業、地区計画
六甲東 (64)	—	地区改良事業	—	地区改良事業、住市総事業
東部新都心 (300)	—	住市総事業	—	区画整理事業、住市総事業
三宮 (160)	—	—	—	再開発事業、地区計画
神戸駅周辺 (58)	—	住市総事業	—	住市総事業
兵庫駅南 (35)	—	住市総事業	—	住市総事業
上沢・松本 (20)	区画整理事業	(同左)	+住市総事業	区画整理事業、住市総事業
御菅 (10)	区画整理事業	(同左)	+住市総事業	区画整理事業、住市総事業
真野 (40)	総住事業、区画整理事業	(同左)	総住事業、 地区改良事業	総住事業、地区改良事業
新長田駅周辺 (170)	—	住市総事業	—	住市総事業
大道 (20)	地区計画、住市総事業	(同左)	+地区改良事業	地区改良事業、地区計画、 住市総事業
細田・神楽 (20)	区画整理事業	(同左)	+地区改良事業	区画整理事業、地区改良事業、 住市総事業
五位池線沿道 (30)	再開発事業	(同左)	+住市総事業	再開発事業、住市総事業
鷹取東 (30)	区画整理事業	(同左)	+地区改良事業	区画整理事業、地区改良事業、 住市総事業
西須磨 (100)	街路事業、区画整理事業	(同左)	(同左)	街路事業、地区計画
計 (約 1,230)				

注：この表は担当レベルの検討メモを小林郁雄が整理したもので、神戸市が公表しているものではない

資料：市民まちづくりブックレット②「震災復興まちづくり「本音を語る」」阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク

メモ」という重要な表（表 1・2）によって、震災直後の状況を説明している*1。「1月23日の日付の入ったメモを神戸市と相談した時にいただきました。……当時のペーパーを整理したのが『神戸市震災復興計画予定事業』という表です。……結論だけ申しますと26日にほぼ現在の事業決定の内容に近いものができあがっています」と述べている。続けてその後の決定とは違う注目すべき点として3点をあげている。

第1は、住宅地区改良事業が当初は検討されていたことである。後の事業決定に近いという26日時点でも六甲東、真野、大道、細田・神楽、鷹取東の5地区があがっている。結果的に今回神戸市は改良事業を行わなかったわけだが、小林氏は、今回の震災の被害が住宅被害だったことをあげて、なぜ改良事業を検討していたのにできなかったのかと、鶴来助役に質問している。助役は「そ

ういう方法があったけれども……、他の地区計画とか住環境整備事業とかで進めればよいということです」「改良事業になりますと、ある程度まとまった範囲で、買収して、……時間的な問題がありますし、色々複合的な手法を重ねていくなかで、住宅整備もあわせて行っていく……」と語っている。改良事業を使わなかった理由は、端的にいえば同和地区事業というイメージの問題、低所得者階層の住宅供給を選択して将来的な負債をかかえたくない、できればやめたいということであろう。しかし、後述するように、今回、改良事業を創造的に適用した尼崎市築地地区や芦屋市若宮地区では、借家層のほとんどが元の地域に戻ることができており重要な役割を果たしている。

第2は、都市計画決定後最も問題となる森南地区は、区画整理ではなく街路事業で検討されていたことである。

第3は、真野地区、西須磨地区について当初は区画整理で検討されていたことである。とくに西須磨地区は100haという計画であり、実施されていれば最大の面積になっていたことになる。これは震災前に区画整理が計画され、地元有力者と市とで進めようとしていて問題となり頓挫していたことと関係があるだろう。この西須磨地区については、区画整理は当該地区住民の問題であるが、都市計画道路は神戸市民全体の問題であるという論理で、数十年前に計画された3本の都市計画道路が、3月末、報復的に事業計画決定されることになる。

小林氏が指摘する3点に加えて、新長田駅南地区の大規模再開発との関係で五位池線沿道の再開発事業の問題がある。現在行われている20haでも震災時には考えられないような大規模事業であるのに、その1.5倍の30haで検討されている。おそらく東側の本町商店街等まで区域に想定されていたのであろうが、驚くべき発想である。

2月1日には、「建築基準法第84条に基づく建築制限区域の指定」を行う。この区域はのちに区画整理、再開発に決まる5地区と地区計画が行われる三宮約75haを含む6地区約233haであるが、この区域がほぼそのまま3月17日に都市計画決定されるわけであり、震災後2週間足らずで神戸市は、復興都市計画を事実上決定したことになる。しかものちに大きな問題となる森南、西須磨、新長田駅南地区再開発なども検討したうえでの結果だったのである。

1・3——都市計画決定への道

今回の復興都市計画では周知の通り、2ヶ月で建築制限が切れるということから3月17日に都市計画決定が強行され、区画整理地区を中心に行政、住民の大きな対立のなかで都市計画が進行した。この間の経緯を明らかにしておくことは、今後の我が国の都市計画にとっても重要である。すでに広原盛明氏は、3月17日の都市計画決定が国や兵庫県の意向ではなく神戸市の強い要求によって強行されたことを明らかにしている*2。そのことを知れば、この間の自治体等の当局者の発言がよく理解できる。

先の円卓座談会のなかで、建設省から兵庫県副知事になった溜水氏は以下のように述べている。「事業化への取組みについて申しますと、1週間経った1月23日に、当時の小川助役が建設省へこられ……、何らかの創造的復興をしていく必要がある……色々な支援をお願いしたいということでした。その次の日から、私自身も神戸へまいりまして、……調整に入ったというのが経過です。ただ、この時はまだ、区画整理だとか再開発だとかの従来 of の仕組み……でどういうふうにやっていくのか、ということが前提であったわけです。ただ、その事業には、おそらく地元の反対があるだろう……特に減歩のわかりにくさがあり、過去の色々な災害復興の時には必ず問題になっているわけですから何とか事業を円滑に進める方法も必要だということで、新しい法律の仕組みの検討に入ったわけです。それが、震災後2週間目ぐらいからです。その結果できあがったのが被災市街地復興特別措置法です。そのなかで復興推進地域を設けました。……最長2年間の建築制限ができます。その間にどのように事業を進めていくかなど、じっくり話し合う時間をとることができます。それから、その復興推進地域のなかで行われる区画整理、再開発事業に対して、様々な特例を設けました。……例えば、従来ですと土地区画整理事業等の事業認可をしないと、土地の買収とか、仮設住宅、店舗の建設等ができなかったわけですが、この復興推進地域のなかでは、減価補償金で土地を買収できるだとか、都市計画決定さえすれば、仮設住宅等の建設を認めるという措置を講じました。……ただ、法律の原案は2月のはじめにできてきましたが、この新しい法律がいつ成立するのかという見通しは不明でした」と新法の意義を明快に説明している。

ここからわかることは、新法はまさに、震災2ヶ月後の都市計画決定を回避し、住民合意を先行させながら都市計画決定を行っていく道筋をつけるために制定された法律だった、ということである。

これに対して神戸市の鶴来助役は、「復興をやるには時間がかかりますから、何とか別の新しい法律を考えていただけないかと関係省庁（建設省）に御願いましたわけです（1月20日すぎ、筆者注）。その時は、帰って検討してみるということでしたが、翌週お電話がありまして、そういう新たな法律はできないというお話でした。そこで、既存の平常時の手法で突っ走るということしかできなかったわけです。建築基準法84条の猶予が被災後2ヶ月間で、……その間に都市計画を決定する必要がありました。そういうことから、1月25日から建設省の皆さんと、……1つの案を作りました」「平常時の都市計画法にもとづく手続を進めていた最中の2月26日に、被災市街地復興特別措置法ができました。これは、2年間地元とよく話し合いながら、事業化を進めていくという内容でした。……実は、この法律だけで進めていきますと、建物制限が2年間かかるわけです。2年間そういうものだけをかけて、事業をかけず、延ばしていくというのでは、地元の皆さんの生活再建、建物の再建が難しいということで、早く事業に着手した方がいいのではないかと判断したわけです。都市計画事業を起すと、例えば、土地の買い上げ、あるいは事業用仮設住宅、事業用の仮設店舗が現地で建設できます。このように事業を起こした方が、新しい法律で2年間塩漬けにするよりもいいのではないかとということです。こういう判断があって、従来の手法で手続を進めていったという経過があります」と説明している。

この2人の発言をみれば事態は明白であろう。神戸市は特別立法を国に要請したが難しかったこと、そのため現行の区画整理、再開発事業で対処することを決め、案を作成し建築制限を行い、都市計画決定の準備をすすめていった。ところが無理だと考えていた被災市街地復興特別措置法が2月末に成立し、再び態度を迫られることになり、住民との話し合い・合意の道ではなく、事業による開発主義の道をとることになったのである。

1・4 —— 協議会による復興まちづくり

神戸市内では100近くの、被災地域全体では百数十のまちづくり協議会が結

表 1・3 神戸市における震災前後のまちづくり協議会

(1999年11月末)

旧重点復興地域		旧促進地域		その他の地域		計	
震災前	震災後	震災前	震災後	震災前	震災後	震災前	震災後
16	59(55)	5	8	9	1	29	68(55)
計 75(55)		計 13		計 9		計 97(55)	

注：（ ）内は区画整理・再開発事業区域

資料：神戸市『阪神・淡路大震災 神戸復興誌』2000年

成され、住民参加のまちづくりが行われてきた(表1・3)。区画整理等の都市計画事業区域は、法定事業という強い権限と大きい事業費で客観的には恵まれた条件にある。事業を遂行するために協議会がつけられたが、住民不在で都市計画決定が行われたことから、住民と行政との対立関係のなかで復興まちづくりが出発した。

その後、行政主導から住民主体まで、まちづくりの方向は多様に展開してきた。ここでの参加のまちづくりは、上からないしは外部から網をかけられた事業に対する抵抗的、受動的なまちづくりの性格をもつ。

他方、灰色・白地地域では、人員、資金とも十分でなく、居住者のエネルギーや地域の要求がなければまちづくりは進展しない。しかし、協議会がつけられている所では、地域の課題を解決するために、制度や方策を求めていく能動的なまちづくりの性格をもっている。

2 震災で実施された復興都市計画事業の評価に関する研究の意義

今回の阪神・淡路大震災の復興では、面的整備にかかる以下の制度、事業が実施された。

2・1 —— 法定都市計画による事業

法定都市計画の事業は、以下である。

(1) 主要な面整備事業となった土地区画整理事業

神戸市での事業は、森南地区(16.7 ha、途中で3地区に分裂)、六甲道駅北地

区 (16.1 ha)、六甲道駅西地区 (3.6 ha)、松本地区 (8.9 ha)、御菅東地区 (5.6 ha)、御菅西地区 (4.5 ha)、新長田駅北地区 (42.6 ha)、鷹取東第一地区 (8.5 ha)、鷹取東第二地区 (18.1 ha) である。

神戸市以外では、西宮市の西宮北口駅北東地区 (31.2 ha)、森貝地区 (10.5 ha)、芦屋市の中央地区 (13.4 ha)、西部第一地区 (10.3 ha)、西部第二地区 (10.9 ha)、尼崎市築地地区 (13.7 ha)、淡路・北淡町富島地区 (20.5 ha) である。

築地地区だけが、95年3月17日に都市計画決定を行わず、住民合意を待って8月に都市計画決定を行った。

(2) 第2種市街地再開発事業

大規模再開発の新長田駅南地区 (20.1 ha)、中規模再開発の六甲道駅南地区 (5.9 ha)、西宮北口駅北東地区 (3.3 ha)、および小規模再開発として宝塚市で1ha前後の3地区 (宝塚駅前地区第2工区 0.88 ha、売布神社駅前地区 1.56 ha、仁川駅前地区 1.54 ha) の事業が実施された。

2・2 — 要綱等の任意事業による都市計画

こうした法定都市計画のほか、要綱以下の注目すべき柔軟な任意事業がいくつかの自治体で取り組まれた。

(1) 生活街路整備型の密集事業

密集事業は、これまでコミュニティ住宅の建設や住宅共同化における共用部分への補助など主として住宅施策に使われてきたが、震災では、生活街路の拡幅・整備に利用された。

宝塚市3地区、伊丹市3地区、淡路・一宮町、東浦町などで取り組まれた。また、震災後かなりあとなって神戸市長田東部地区でも、街区内で道路が通っていない方向に新設道路を設けようとする密集事業が行われている。

(2) 修復型の住宅地区改良事業

芦屋市若宮地区では、法定事業である住宅地区改良事業を、全面改造型の事業ではなく、小規模に分散する集合住宅と戸建による存置住宅からなる修復型の事業として取り組んでいる。

(3) ミニ区画整理事業

神戸市湊川地区、神前地区ではミニ区画整理事業 (組合施行の区画整理) が

行われた。とくに湊川地区の事業などは、震災後制度化された安全市街地形成土地区画整理事業の創設に影響を与えている*3。

(4) 神戸市の「道路整備型グループ再建制度」などの事業

以上の事業に加えて、神戸市独自の制度として「道路整備型グループ再建制度」等がつくられた。長田区の重池1丁目地区の整備事例などがある。

さらに震災後数年経ってから、細街路での住宅再建が進まないため道路の中心線を確定し、あわせて舗装整備を行う事業を始めている。

法定事業は強い権限と相対的には大きい事業資金をもつ。しかし、住民からみれば、何故事業に取り込まれたのかという否定的側面が強い。一方、要綱以下の任意事業は、住民合意が前提になる柔らかな事業であるが、資金、人的条件は豊かではない。

今回の震災は、マダラ被害ともいわれるように、大火災や全・半壊で広範囲に被害を受けた地区がある一方で、低湿地で地盤条件の良くない地区や低質なミニ住宅開発が行われてきた地区など、規模としては大きくないが、局地的に大きな被害を受けた地区が多数あった。こうした震災被害に対応していくためには、多様な事業展開が必要である。

震災後の都市計画・まちづくりでは、いわば横並び的に事業が実施されたわけであり、これらの事業がいかなる役割を果たしたのか、何が問題で、どう改善されたのか、また改善すべきなのかを明らかにすることは、今後の都市計画の発展にとって極めて重要な意義をもっている。

比較の視点は2つである。同一事業間の各地区比較と異なる事業種類間の比較である。筆者はそのような視点から、今回行われた面整備に関わるすべての事業種類について、追跡調査を行い、事業ごとの評価・分析を試みている。

調査の方法は、各種資料の収集、行政へのヒアリング、現地観察・一部聞き取り調査を基本にしている。さらに、生活街路整備型密集事業や若宮地区の修復型改良事業、築地地区の区画整理と改良事業の合併施行事業、新長田駅南地区の再開発事業などについては、アンケート調査を行い、住民による事業の評価を明らかにしている。

3 専門家としての復興まちづくり支援、支援研究の意義

震災後の復興都市計画・まちづくりにおける特徴は、住民参加で行われたことである。多くの地区では、行政、住民のほかに主として都市計画コンサルタントが専門家として参加した。いくつかの地区では、筆者もそうであるが大学の研究者が専門的立場で参画している。

筆者は復興まちづくり支援に芦屋市西部地区の区画整理・まちづくり、須磨区西須磨地区の地区レベルのまちづくり、淡路・北淡町富島地区のまちづくり等に関わってきた。

本書では、そうしたまちづくり支援の問題について取り上げる。中心的なテーマは、復興まちづくりにおける「カウンタープランの作成」を通してのまちづくり支援の意義を明らかにしていくことである。震災復興まちづくりでは、まちづくりプロセスこそが重要である。そこでは、行政・住民・専門家の関係が問われる。

区画整理地区では事業は住民にとっては、外部からの対立物として捉えられる。そのため当初は、行政、住民の対立から出発し、それが主要な局面であった。感情が先になって論理はなかなか通らず、また反対者の声が通りやすい等の問題もかかえていた。途中からは、住民間の対立も出てくる。

そうした対立のプロセスを乗り越え、合意していくためには、行政、住民、専門家のなかで、住民サイドにたちながら行政・住民を繋ぎ、接点を見つけていく専門家の果たす役割は大きい。

また、白地地域の西須磨地区での細街路整備をめざす地区レベルのまちづくりの試みからは、住民による自主的なまちづくりの困難性も明らかにしている。自宅前の街路の整備という身近な問題でも居住者・地権者の思いは様々で、住民だけで合意にいたることは至難のわざであり、何らかの事業や行政の協力が不可欠であることを示している。

4 本書の構成と各章の概要

図1・2は、前著を含めて筆者が行ってきた震災研究の全体を示したものである。本書で対象としているのは図の右側の部分であり、本震災で実施されてきた全種類の都市計画事業・施策をトレースしながら評価するとともにまちづくり支援について論じている。

以下、各章の概要について述べる。

第1章は、復興都市計画事業・まちづくり研究の意義、目的と本書の構成を明らかにした部分である。

第2～10章は、今回用いられた都市計画諸制度・事業についての評価に関する研究で、筆者の最も専門的な分野である。

第2～5章は、面整備の中心となった土地区画整理事業の研究である。第2章は、復興土地区画整理事業についての理論的研究であり、区画整理の大きな問題が画一的空間像と住民負担（減歩）にあることを明らかにしたうえで、その改善方向を論じている。前者については、芦屋西部地区でのまちづくり支援（第12章）で実践し、後者については、減歩を私道負担程度までにすることを提言している。

第3章は、区画整理事業についての実態的研究である。各地区の計画・事業の進捗状況を都市計画決定、事業計画決定、仮換地指定、工事進行から分析したうえで、筆者が調査した地区について事業計画、まちづくりの経緯、計画・まちづくりの特徴について論じている。

第4章は、尼崎市築地地区の区画整理と住宅地区改良事業の全域合併施行に関する研究である。築地地区の事業の特徴は、①3月17日に都市計画決定を強行せず、住民の合意を待って8月に決定したこと、②改良住宅との合併施行を行うことによって、地区の全世帯1,050戸に対して500余戸という多数の改良住宅を計画し、借家層が入居できるようにしたこと、③海に近く地盤が低いため全域1m余りのかさ上げを行ういわば本格的な区画整理事業として取り組んだこと、である。とくに分析の結果、借家層の実に9割が元の地域に住める見通しであることを明らかにした。今回の震災で最も大きな課題である元の地

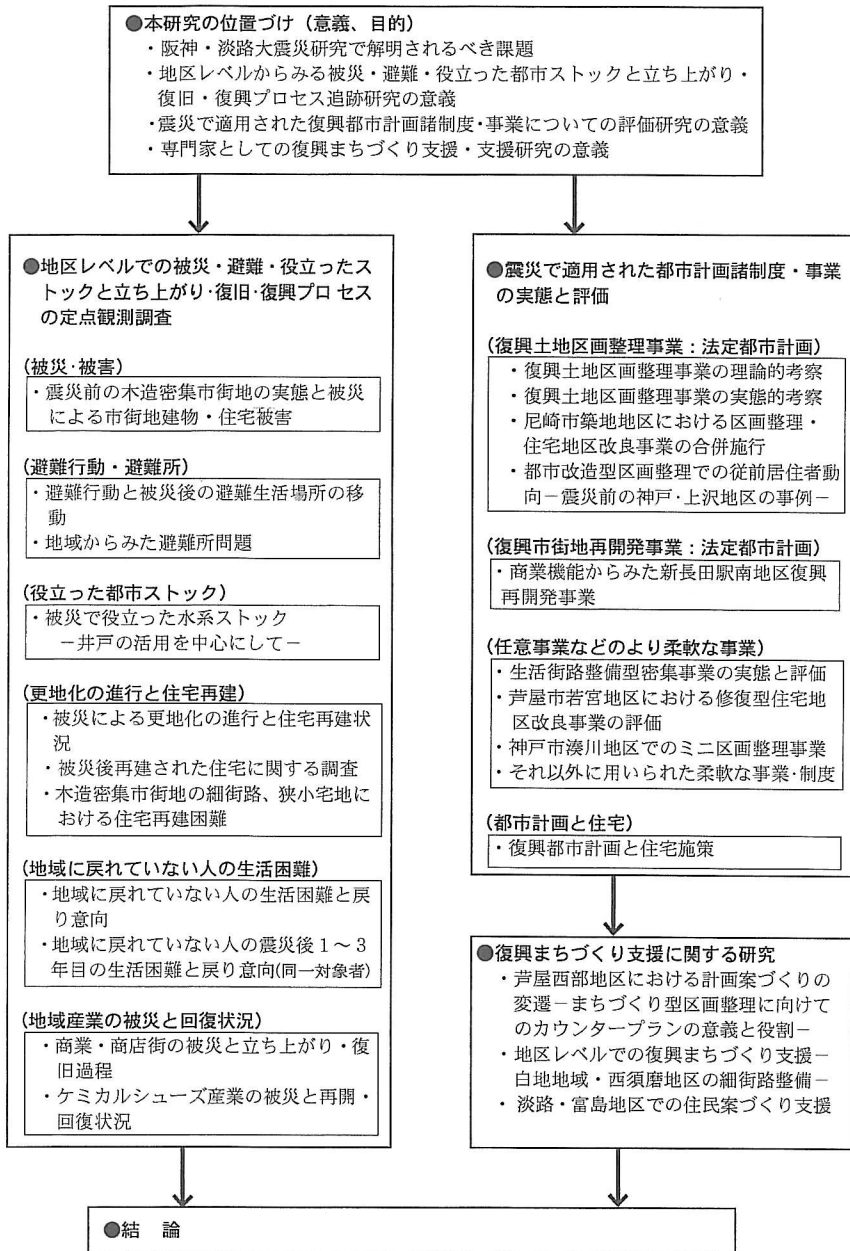


図1・2 本研究の構成

域に住み続けることを実現しており、教訓的である。

第5章は、震災前の1979年から事業が行われていて約3分の2の進捗率の段階で震災にあった神戸・上沢地区を対象にした都市改造型区画整理事業の研究である。入居、転出動向を把握し、従前の長屋や文化住宅、木造アパート等は事業によってほぼ一掃されていることを明らかにしている。

第6章は、区画整理とならぶ法定都市計画事業であり、震災後の都市計画で最も問題の大きい新長田駅南地区の巨大再開発事業についての研究である。まず再開発計画の特徴、進捗状況が大幅に遅れていることを分析する。そのうえで従前店舗経営者への調査によって再開発意向を把握するとともに再開発の問題点を明らかにしている。

第7～10章は法定事業以外のより柔軟な事業についての評価である。第7章は、今回の震災で面整備として使われた生活街路整備型密集事業の研究である。密集市街地では、4m未満の細街路が多く、住宅更新や住宅改善を可能にするためにも生活道路の拡幅・整備が必要であること、住民合意が前提になる柔軟な事業であること等から、密集事業を重要な制度としてとらえた。4地区を対象に行政ヒアリングとともに地権者・居住者へのアンケート調査を行い、事業への高い評価が示されていることを明らかにした。

第8章は、芦屋市若宮地区の修復型住宅地区改良事業の評価に関する研究である。若宮地区の事業は、当初の全域集合住宅による改造型計画から小規模に分散配置された集合住宅と戸建による存置住宅からなる修復型の計画に変更されて事業化された興味深い事例である。当初計画から、変更計画、事業実施の各段階での計画・事業に対する地権者・居住者の評価を明らかにしている。

第9章では神戸・湊川地区のミニ区画整理事業を取り上げている。この事業は住民の無謀ともいえる全域共同化という自主的なまちづくりの動きから始まり、住民間の対立のなかで、神戸市が調整に入り、2棟の集合住宅と3本の4m道路を整備するという現実的なミニ区画整理事業に到達した貴重な経験である。その意義についてまちづくりの経緯を中心に論じている。

第10章は、長田東部地区の密集事業、長田区重池地区などでの「道路整備型グループ再建制度」、道路中心線確定事業などを取り上げている。

第11章は、復興都市計画諸事業と住宅整備の関係について論じる。復興区画

整理事業での受皿住宅についての神戸市、西宮市の比較分析などを行っている。

第12～14章は、まちづくり支援の研究で、筆者が主要に関わった芦屋西部地区、西須磨地区、淡路・北淡町富島地区での取り組みについての研究である。

第12章は区画整理に反対する住民の会からの要請で「区画整理を前提としないまちづくり案」の作成から出発し、「まち再興協議会」結成後は、区画整理反対からいかにして区画整理を受け入れたまちづくりに展開していくか、その長い道程についてのまちづくり支援の研究である。各段階での計画づくりとまちづくりプロセスを通して、カウンタープランの意義と役割を明らかにしている。

第13章は西須磨地区における地区まちづくりの研究である。生活街路整備、安全市街地形成区画整理事業への関心についてのアンケート調査と4mに拡幅するための障害条件の把握とまちづくりイメージマップの作成を行っている。

第14章は淡路・北淡町富島地区のまちづくり支援の研究で都市部以外の地域での区画整理・まちづくりについて論じている。

終章は結論である。各章のまとめを行っているので、ここでは前著における地域による階層性の問題を含め、法定都市計画からより柔軟な計画・事業へのパラダイム転換の必要性などについて論じる*4。

注

- *1 神戸まちづくり協議会連絡会編『震災復興まちづくり「本音を語る」』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク、1999年5月。
- *2 広原盛明他『開発主義・神戸の思想と経営—都市計画とテクノクラシー—』日本経済評論社、2001年、などによる。
- *3 湊川地区や神前地区で行われたのは、正式には組合施行の土地区画整理事業であるが、本書では、よりその性格を示すミニ区画整理という通称を使用する。
- *4 本章のもとになったのは、安藤元夫「震災後の神戸市都市計画・まちづくり事業」『開発主義・神戸の思想と経営—都市計画とテクノクラシー—』広原盛明他、日本経済評論社、2001年、などである。